

# 伊賀市農産物販売価格低下対策事業費について

伊賀市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、減少した農業者の収入の一部を補助することにより、農業経営の維持、安定を図ることを目的に伊賀市農産物販売価格低下対策事業費補助金を交付することとなりました。

## 【補助対象者】

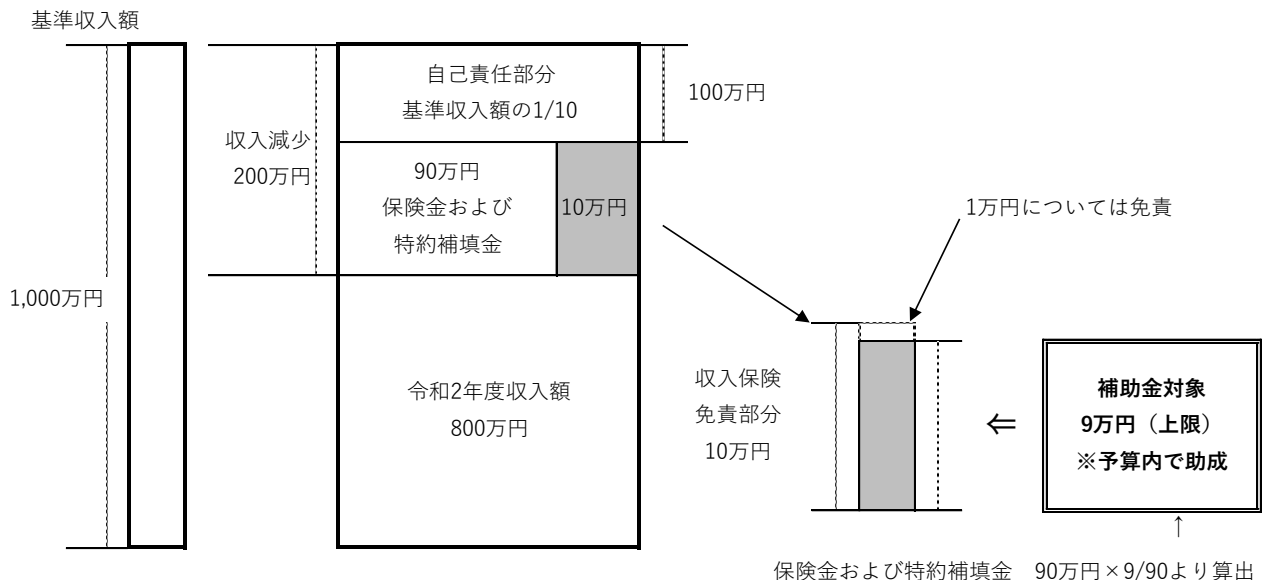
- ① 伊賀市に住所を有し、令和2年1月1日から同年12月31日までの期間又は令和3年1月1日から同年12月31日までの期間に係る農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）の保険関係が成立している個人農業者
- ② 伊賀市内に主たる事業所を有し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に期末を迎える事業年度又は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に期末を迎える事業年度に係る収入保険の保険関係が成立している法人農業者

## 【補助金の額】

令和2年度収入保険「保険金および特約補填金」（の算出方法により算出した金額）の9/90を上限に予算の定める範囲とする。

※イメージ図

例) 基準収入額 1,000 万円の経営体で令和2年度収入額が 800 万円だった場合



## 【申請方法】

「様式第1号（第4条関係） 伊賀市農産物販売価格低下対策事業費補助金申込書」に記名押印の上、伊賀市農林振興課にご提出ください。